

## 海外在留邦人等向けワクチン接種事業（ヤンセンのワクチンに関する取扱いの変更）

1 この度、日本国内でヤンセンのワクチンが薬事承認されたことを踏まえ、6月24日より、ヤンセンを1回接種済みの方が本事業で接種を希望する場合は、追加接種（3回目接種）の対象者とする取り扱いとなりました。（ヤンセンを2回接種している場合は、追加接種（3回目接種）が完了したものと見なされることとなります。）

この変更により、今後は、ヤンセンを1回接種（初回接種（1・2回目接種）が完了したものとみなされます）した後、本事業で追加接種（3回目接種）を受ける場合、追加接種（3回目接種）として「ファイザー」の接種を受けるときはヤンセンの接種から「5か月以上」、「ノババックス」の接種を受けるときはヤンセンの接種から「6か月以上」経過していることが必要となります。

2 上記変更に伴い、6月24日時点で、ヤンセンを1回接種した上で、本事業で接種の予約を入れている方の扱いについて、以下のとおり運用を変更します。

（1）6月24日時点で、本事業における1回目接種を予約している場合

6月24日時点で予約している接種は、3回目接種相当として接種可能（注：この接種後に追加の接種を受けることは認められません）。なお、予約枠の変更は不要。

ただし、予約日が、ヤンセンの接種から「5か月以上」（ファイザーを予約している場合）又は「6か月以上」（ノババックスを予約している場合）経過していない場合は、予約日を変更する必要があります（変更せずに来場した場合、接種を受けられません）。

（2）6月24日時点で、本事業における2回目接種又は追加接種（3回目接種）を予約している場合

ヤンセンを1回接種した後、ファイザー、モデルナ又はノババックスを1回以上接種している場合は、追加接種（3回目接種）が完了した扱いとなるため、本事業で追加の接種を受けることはできず、予約をキャンセルする必要があります（キャンセルせずに来場した場合、接種を受けられません）。

ただし、過去に、ヤンセンを1回接種した後、ファイザー、モデルナ又はノババックスを接種していない場合は、3回目接種相当として接種を受けることが可能です。

詳細は以下の外務省海外安全ホームページに掲載されていますので参照してください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

3 本事業により接種を希望する場合には、本邦入国時の水際対策措置にも留意しつつ、接種間隔を考慮した上で渡航予定・計画を立ててください。